

参 考

1

教材・資料の紹介

(1)視聴覚教材

ア DVD



『秋桜の咲く日』

(カラー34分) 字幕・副音声版あり 平成25年度
 人権啓発資料法務大臣表彰優秀賞・2014年教育映像祭優秀作品賞・
 映文連アワード2014文部科学大臣賞・文部科学省選定

テーマ	「目に見えにくい違い」（発達障害など） 「違い」を認め合い、活かしあう社会
対象	青少年、成人

内容

人権が尊重される社会とは、それぞれの「違い」を認め、活かすことのできる社会—

主任介護士の大谷ちひろ、アスペルガー症候群で悩む新人介護士の中嶋直也、
 気難しい入居者の乾一成との関わりを通して「違い」が生み出すプラスのエネルギ
 ーや、「共に生きることの喜び」を伝える作品。



『光射す空へ』

(カラー本編32分、解説編14分) 字幕・副音声版あり 平成27年度
 人権啓発資料法務大臣表彰優秀賞・文部科学省選定

テーマ	誰もが尊重され自分らしく生きていける社会へ
対象	青少年、成人

内容

大学生の朝陽の父は、若年性認知症と診断され会社を休職。朝陽は記憶や理解
 力を失っていく父に苛立ちを隠せない。何でも話せる幼馴染の颯太だけが心の
 支えだが、颯太もまたトランスジェンダーであることで生きづらさを感じてい
 た。新学期がはじまり、大学の同級生・優海と共同で「同和問題」についての
 レポートを書くことになった朝陽は、田中時恵という女性から差別体験を聞
 き、噂や偏見に惑わされずに自分自身で正しく知ること、人と向き合うことの
 大切さを学ぶ。大学生たちの悩みと学びを通して、「正しい知識と理解」「多様
 性の受容と尊重」の大切さを描いた作品。



モモマルくんと考えよう！ ～差別における7つの立場って？～

(カラー本編10分・解説編4分) 字幕あり 平成29年度
平成30年度人権啓発資料法務大臣表彰映像作品部門優秀賞

テーマ	差別における7つの立場
対象	成人一般、企業、青少年

内容

私たちの周りには、様々な差別が存在します。いずれも、私たちにとって決して無関係なことではありません。本DVDは、差別をとりまく立場を7つに分類し、モモマルくんたちの姿を借りて、各々の立場を表現しています。人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう」(第1巻)をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ 2 ～知りたくない、聞きたくないと思ってない？～

(カラー本編9分・解説編6分) 字幕あり 令和2年度

テーマ	同和問題(部落差別)
対象	成人一般、青少年、企業

内容

『寝た子を起こすな』という言葉聞いたことがありますか？文字通り、『寝ている子どもをわざわざ起こして泣かせることはない』という意味ですが、転じて、「知らない人にわざわざ教える必要はない」「そっとしておけば自然に解決する」という意味でつかわれることが多く、特に、同和問題(部落差別)を考える際に多くの方が一度は思い至ることだといわれています。
「知らないままでいたら差別することもない」「勉強や研修をしなければ、知らない人が増えて、差別はいつかなくなるだろう」などです。
この考え方をどう思いますか？本当に、『知らない』ままでいてもいいのでしょうか？人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう! 2」をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ 3 ～仲間はずれのいない未来のために～

(カラー本編9分・解説編5分) 字幕あり 令和3年度

テーマ	同和問題（部落差別）
対象	成人一般、青少年、企業

内容

同和問題（部落差別）とは、特定の地域の出身であることを理由に、結婚や就職などにおいて不利な扱いや差別的言動を受けるといふ、日本固有の最大で深刻な人権問題であり、国民全体で解決すべき課題です。

モモマルくんが前作で出会った“仲間はずれ”の歴史について、“森の図書館”で学習するシーンから始まります。

この“仲間はずれ”の歴史は、日本社会における「同和問題（部落差別）」を意識して描いています。同和問題（部落差別）が、なぜ、今日まで解決されずに残っているのか、また、私たちはその解決に向けてどうすべきなのかを、モモマルくんと一緒に考えてみてください。人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！ 3」をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ ～「らしさ」ってなんだろう？～

(カラー本編11分・解説編5分) 字幕あり 令和元年度

テーマ	LGBT
対象	成人一般、企業、青少年

内容

みなさんは性的マイノリティ（性的少数者）を表すLGBTという言葉を知っていますか？本DVDでは、モモマルくんがLGBTの当事者と初めて出会い戸惑いながらも“らしさ”について考え始める物語です。人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！ 4」をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ ～そのままのキミが好き～

(カラー本編11分・解説編8分) 字幕あり 令和2年度

テーマ	LGBT
対象	成人一般、企業、青少年

内容

LGBTについて話をするとき、よく耳にする言葉「カミングアウト」。本DVDは、LGBT当事者であるオオカミくんが本当の自分について森の仲間たちに「カミングアウト」するまでの物語です。人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！ 5」をアニメ動画化しました。



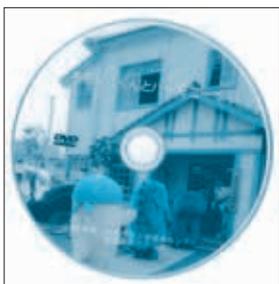
モモマルくんと考えよう！ LGBT 編 3 ～どんなじぶんも好きでいられるように～

(カラー本編9分・解説編5分) 字幕あり 令和3年度

テーマ	LGBT
対象	成人一般、青少年、企業

内容

本当に自分らしく生きるためには、自分を知る周りのみんなが「本当の自分」を「受け入れてくれている」という状況が必要です。
今回オオカミちゃんが本当の自分を受け入れてほしい相手は、お父さん。いちばん手ごわい相手かもしれません。
けれど日常生活を送る「家族」という居場所は、もっとも本当の自分でいたい場所です。
本当に自分らしく生き、自由に夢を語れる居場所があるということ。それはオオカミちゃんだけでなく、みんなの願いです。



モモマルくんとハーモニー♪

(カラー本編6分) 字幕・副音声版あり 平成26年度

テーマ	友だちを気遣う心、チームワークの大切さ
対象	幼児以上、成人一般

内容

いつもと違って元気のないプチボザウルス。そんなプチボの様子を見たモモマルくんはプチボに声をかけます。元気の出ない理由を語るプチボ。モモマルくんは、プチボに元気を出してもらうため、2人の友だち、じーもも誘って、森の妖精もりおんを訪ねます。温かく3人を迎えてくれるもりおん。そしてもりおんは3人をハンドベル部のみんなの元へ案内します。美しいハンドベルの音色に耳を傾ける3人。そこでプチボが気づいたこととは…？小さなお子さんから、大人まで、この映画を見た後はきっと自然と笑顔になれます。北九州市のキャラクターと折尾愛真高等学校ハンドベル部のみんなが協力し、作られた映画です。





モモマルくんとかくれんぼ

(カラー全編6分) 字幕あり 令和4年度

テーマ	友達の大切さ、違いを認めること、助け合う気持ち
対象	幼児以上、成人

内容

物語は森の中。モモマルくんは、森の仲間たちと楽しくかくれんぼをしています。ところが、ある行動が原因で友だちとケンカをしてしまいます。果たして、モモマルくんは、仲間たちと仲直りができるのでしょうか。このDVDを通して、友だちの大切さ、違いを認めること、助け合う気持ちなど、「人権」の第一歩について、モモマルくんと一緒に考えてみましょう。紙芝居「モモマルくんとかくれんぼ」をアニメ動画化しました。



「明日への伝言板」紙芝居 DVD

令和5年度人権啓発資料法務大臣表彰映像作品部門優秀賞（令和4年度作品）

テーマ	人権全般
対象	成人一般、企業、青少年

内容

ラジオ放送したシナリオを紙芝居風に映像化したものです。平成25年度から、毎年2作の動画を収録したDVDを制作しています。

イ CD

人権を考える5分間のラジオ番組『明日への伝言板』（CD教材とシナリオ集）



「明日への伝言板」は、北九州市が制作している5分間の人権啓発ラジオ番組です。子どもの詩や作文のほか、日常生活のさまざまな話題から、人権の大切さをみんなと一緒に考えていく番組です。平成2年から始まった“超ロングラン番組”で、2人のナレーターが、一話一話、心をこめて語りかけます。この「明日への伝言板」を教材として利用させていただくために、放送済み音源を収録したCD教材とシナリオ集も制作しています。

(2)人権啓発冊子・資料

啓発冊子（A4判）

『私たちと同和問題』



1987(昭和62)年初版発行。2022(令和4)年改訂第7版発行。第1章：同和問題（部落差別）とは、第2章：部落差別の歴史と同和問題（部落差別）解決への歩み、第3章：同和問題（部落差別）の解決に向けて～人権文化のまちづくり～、第4章：世界の潮流と日本国内における主な人権課題、からなっています。巻末に参考資料として、年表・法令・市民意識調査等が添えられています。

人権協事務局（人権推進センター人権文化推進課）で、人権協会員価格1冊120円、一般価格150円で販売しています。

『北九州市人権行政指針』



2005(平成17)年11月、北九州市では「人権の世紀」といわれる21世紀の社会づくりのために、「北九州市人権行政指針」を策定いたしました。

この指針は、「人権文化のまちづくり」をキーワードとして、お互いの人権を尊重し合うことが、私たちの日常生活の中に文化として定着することを目指すものであり、その実現のために必要な考え方や施策の方向性を定めた「人権行政のビジョン」となるものです。

2017(平成29)年に第1次改訂、2020(令和2)年に第2次改訂を行っています。

『人権問題に関する市民意識調査 報告書（第10次）』



お互いの人権を尊重し合うことが、私たちの日常生活の中に文化として定着することを目指す「人権文化のまちづくり」は、行政だけで実現できるものではなく、市民の主体的な行動や取り組みと連携してこそ実現できるものです。そのため、北九州市が市民の人権に関する意識を把握し、今後の人権行政を一層推進していく上での資料とするために、令和2年8月に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の調査結果をまとめたものです。

北九州市のホームページでも公開されています。

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18000074.html>)

【人権研修入門資料】



『モモマルくんと考えよう！ ～差別における7つの立場って？～』

私たちの周りには、様々な差別が存在します。いずれも、私たちにとって決して無関係なことではありません。本冊子は差別をとりまく立場を7つに分類し、モモマルくんたちの姿を借りて、各々の立場を表現しています。

モモマルくんや他の登場人物の気持ちを意識しながら読んでいただき、誰もが暮らしやすい差別のない社会をつくっていくために、何が大切なのかを考えてみましょう。



『モモマルくんと考えよう！ 2 ～知りたくない、聞きたくないと思ってる？～』

「寝た子を起こすな」という言葉を聞いたことがありますか？文字通り、「寝ている子どもをわざわざ起こして泣かせることはない」という意味ですが、転じて、「何も知らない人にわざわざ教える必要はない」「そっとしておけば自然に解決する」という意味で使われることが多く、特に、同和問題を考える際に多くの人々が一度は思い至ることだといわれています。「知らないまままでいたら、差別することもない」「勉強や研修をしなければ、知らない人が増えて、差別はいつかなくなるだろう」などです。この考え方をどう思いますか？本当に、「知らない」ままでもいいのでしょうか？本冊子では、モモマルくんと森の仲間たちとの関わり合いを通じて、「寝た子を起こすな」という考えが、同和問題の解決の妨げになることを描いています。



『モモマルくんと考えよう！ 3 ～仲間はずれの無い未来のために～』

同和問題とは、特定の地域の出身であることを理由に、結婚や就職などにおいて不利な扱いや差別的言動を受けるという、日本固有の最大で深刻な人権問題であり、国民全体で解決すべき課題です。モモマルくんが前作で出会った「仲間はずれ」の歴史について、“森の図書館”で学習するシーンから始まります。この「仲間はずれ」の歴史は、日本社会における「同和問題」を意識して描いています。同和問題が、なぜ、今日まで解決されずに残っているのか、また、私たちはその解決に向けてどうすべきなのかを、モモマルくんと一緒に考えてみてください。



『モモマルくんと考えよう！ 4 ～「らしさ」ってなんだろう？～』

性的マイノリティ（性的少数者）を表す、「LGBT」という言葉を知っていますか？最近の調査では、日本の人口の「13～20人に1人」が「LGBT」の「当事者」と言われています。本作では、モモマルくんが、森の新しいお友達、「オオカミくん」と出会います。初めてLGBTの当事者と出会い、存在を知ったモモマルくん。モモマルくんは、初めての出会いに戸惑いながらも、“らしさ”とは一体どういうことなのかを考え始めます。モモマルくんと一緒に“らしさ”について考える旅に出かけませんか。



『モモマルくんと考えよう! 5 ～そのままのキミが好き～』

「カミングアウト」とは「これまで誰にも言ってこなかった自分の秘密を人に話すこと」です。この「カミングアウト」は「する」「しない」、またカミングアウトするとしたら「いつ」「誰に」といった問題を含めて多くのLGBT当事者がぶつかる壁でもあります。「自分は当事者でないから関係ない」と思っている人も「ありのままの本当の自分を知ってほしい」と、身近な「誰か」から「カミングアウト」される日が訪れるかもしれません。本作ではLGBT当事者であるオオカミくんが、本当の自分について森の仲間たちに「カミングアウト」するまでを描いています。モモマルくんはもちろん、様々な登場人物の立場になって、この物語を読んでみてください。



『モモマルくんと考えよう! 6 ～どんなじぶんも好きでいられるように～』

オオカミちゃんは「本当の自分」に気づき、それを森の仲間たちも受け入れてくれました。今回オオカミちゃんが本当の自分を受け入れてほしい相手は、お父さん。一番手ごわい相手かもしれませんが、日常生活を送る「家族」という居場所は、最も本当の自分でいたい場所です。本当に自分らしく生き、自由に夢を語れる居場所があるということ。それはオオカミちゃんだけでなく、みんなの願いです。みんなが何の苦しみも感じず、自分の夢を語り合える世の中。そんな世の中にするために、一人ひとりができることをモモマルくんたちと一緒に考えてみませんか。



『モモマルくんと考えよう! 7 ～ヤングケアラーって知ってる?～』

モモマルくんや森の仲間たちのクラスメイトのライオンくんは、最近遅刻が増えたり、慌てて帰ったりと、様子が違います。ある日、モモマルくんたちはライオンくんのお母さんが入院中で、ライオンくんが小さな兄弟を一生懸命お世話していることを知り、フクロウじいさんから「ヤングケアラー」という言葉を教えてもらいます。ライオンくんが「ヤングケアラーなのでは?」と思った森の仲間たちは、ライオンくんのために何かできることはないか、みんなで考え始めます。ヤングケアラーと思われる子どもに出会ったときに私たちに何ができるのか、モモマルくんたちと一緒に考えてみましょう。



『モモマルくんと考えよう! 8 ～その“書き込み”信じていいの?～』

みなさんは、インターネット上の掲示板やSNSなどで、特定の人や地域を誹謗中傷するような“書き込み”や投稿を見かけたことはありませんか。自分の知らないことを他人が書き込んでいるのを見たときに、「これってホント?」「でももしかしたらホントかも。」と感じてしまいがちだと思います。そして、そのことが正しいことなのかを確かめることをしないままに、賛同したり、拡散したりすると、それがあたかも真実であるかのように広がっていくことがあります。

本作では、ネコちゃんが、森の掲示板の貼り紙に書かれたことを見て、悪気なく、つい、森の仲間たちに話を広げてしまいます。そして、この話はだんだんと尾ひれがつき、森の仲間を傷つけてしまいます。こんなとき、モモマルくんと森の仲間たちは、どのように考え、行動していくのか、みなさんの立場に置き換えて、いっしょに考えてみませんか。

(1) 日本国憲法（抄）

昭和21年（1946年）11月3日公布

昭和22年（1947年）5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつ

て、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(2) 北九州市自治基本条例（抜粋）

平成22年（2010年）9月30日条例第30号

平成22年（2010年）10月1日施行

前文

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治（以下「市民自治」という。）の確立に寄与することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等（法令、条例、規則その他の規程をいう。第8条において同じ。）を執行する場合も、同様とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **市民** 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。

- (2) **市長等** 執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) **コミュニティ** 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

(基本理念)

第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということを基本理念とする。

- 2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。）を実現することを旨として行われなければならない。

(自治の基本原則)

第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。

- 2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。
- 3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。
- 4 市民及び市は、自治を担う人材の育成に努めるものとする。
- 5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保するものとする。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、人として等しく尊重され、幸福な生活を追求する権利を有する。

- 2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有し、これにより得た情報を活用することができるとともに、自らの知識及び経験により得た情報を市に提供することができる。

(子どもの自治へのかかわり)

第7条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担うことができる。

- 2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。

- 2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者（市内で事業活動を行うものをいう。）は、その社会的責任を認識し、市民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

(3) 人権課題別の法令等

【人権全般】

- 持続可能な開発目標（SDGs）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）
- 「ビジネスと人権」に関する行動計画

【女性】

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）
- 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

【こども】

- いじめ防止対策推進法
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- 学校教育法
- 教育基本法
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
- こども基本法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 子ども・若者育成支援推進法
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- 児童福祉法

■性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

□北九州市子どもを虐待から守る条例

【高齢者】

■高齢社会対策基本法

■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

■高齢者の居住の安定確保に関する法律

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

【障害のある人】

■障害者基本法

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

■障害者自立支援法

■障害者総合支援法

■障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

■身体障害者補助犬法

■発達障害者支援法

■ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律

□障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（障害者差別解消条例）

【同和問題（部落差別）】

■部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

□福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

【アイヌの人々】

■アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ政策推進法）

【外国人】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

【感染症】

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法

【ハンセン病患者等】

- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）

【刑を終えて出所した人】

- 再犯の防止等の推進に関する法律

【犯罪被害者等】

- 犯罪被害者等基本法
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）

福岡県犯罪被害者等支援条例

【インターネットによる人権侵害】

- 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）
- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）

【北朝鮮当局による人権侵害】

- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）

【ホームレス】

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

【性的マイノリティ】

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）
- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）

【人身取引（トラフィッキング）】

- 人身取引対策行動計画2022

【様々な人権課題】

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- 個人情報保護に関する法律
- 自殺対策基本法
- 生活困窮者自立支援法
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）

(4) 主要な人権関係条約

- ①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）
- ②市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）
- ③あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
- ④女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
- ⑤拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）
- ⑥児童の権利に関する条約（児童の権利条約）
- ⑦強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）
- ⑧障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

北九州市人権問題啓発推進協議会

<https://www.kitaq-jinkenkyo.jp/>

視聴覚教材・図書貸出

<https://www.kitaq-jinkenkyo.jp/rental/index.html>

北九州市ホームページ「人権」ページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu01_0338.html

北九州市人権行政指針

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18000076.html>

人権問題に関する市民意識調査

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18000074.html>

北九州市人権推進センターYouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UClk9eHw34Iylw4CFzIQybgg>

人権を考える5分間のラジオ番組「明日への伝言板」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/asu-dengonban/>

人権の約束事運動「ほっとハート北九州」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu01_0340.html

法令検索

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

福岡県例規集検索

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoke-reiki.html>

北九州市例規集検索

<https://krq002.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

人権研修計画の 立て方から実施まで

1996（平成8）年3月 初版発行
2005（平成17）年3月 第二版発行
2006（平成18）年3月 第三版発行
2007（平成19）年3月 第四版発行
2011（平成23）年3月 第五版発行
2024（令和6）年3月 第六版発行

編集・発行 北九州市人権問題啓発推進協議会
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4 大手町ビル8階
北九州市人権推進センター内
TEL 093-562-5010



北九州市人権啓発シンボルマーク

北九州市人権問題啓発推進協議会